

宮崎県における中山間地域の定義

一般的に、農作物を作るまとまった土地や人口が少ない山間部や離島、または都市部や平地に比較的近くても人口が少なく農作物を作る土地が狭い地域で、地理的な条件や生産・経済的条件が不利な地域のことを中山間地域といいます。

宮崎県中山間地域振興条例及びその規則で、地域振興5法（過疎法・離島振興法・山村振興法・半島振興法・特定農山村法）で指定された地域と農林統計上の中間・山間農業地域が中山間地域であると定義されています。

